

地質・土質調査業務共通仕様書

平成 2 6 年 4 月 1 日改定

和歌山県 県土整備部

地質・土質調査業務共通仕様書

目 次

第1章 総 則

第101条	適 用	I - 2 - 1
第102条	用語の定義	I - 2 - 1
第103条	業務の着手	I - 2 - 2
第104条	調査地点の確認	I - 2 - 3
第105条	設計図書の支給及び点検	I - 2 - 3
第106条	監督職員	I - 2 - 3
第107条	主任技術者※	I - 2 - 3
第108条	担当技術者	I - 2 - 3
第109条	提出書類	I - 2 - 4
第110条	打合せ等	I - 2 - 4
第111条	業務計画書	I - 2 - 4
第112条	資料等の貸与及び返却	I - 2 - 5
第113条	関係官公庁への手続き等	I - 2 - 5
第114条	地元関係者との交渉等	I - 2 - 5
第115条	土地への立入り等	I - 2 - 6
第116条	成果品の提出	I - 2 - 6
第117条	関係法令及び条例の遵守	I - 2 - 6
第118条	検 査	I - 2 - 6
第119条	補 正	I - 2 - 7
第120条	条件変更等	I - 2 - 7
第121条	契約変更	I - 2 - 7
第122条	履行期間の変更	I - 2 - 7
第123条	一時中止	I - 2 - 8
第124条	発注者の賠償責任	I - 2 - 8
第125条	請負者の賠償責任	I - 2 - 8
第126条	部分使用	I - 2 - 8
第127条	再委託	I - 2 - 9
第128条	成果品の使用等	I - 2 - 9
第129条	守秘義務	I - 2 - 9
第130条	安全等の確保	I - 2 - 9
第131条	業務の成果	I - 2 - 10
	調査報告書の作成	I - 2 - 11

※平成26年4月1日改定

地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総 則

第101条 適 用

1. 地質・土質業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、和歌山県県土整備部の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る業務委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 現場技術業務、測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、和歌山県知事をいう。
2. 「受託者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者または主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者である。
4. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了の検査にあたって契約書第12条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
5. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第2条の規定に基づき受託者が定めた者をいう。
6. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。
7. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
9. 「契約書」とは、別冊の「業務委託契約書」をいう。
10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
11. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
12. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
13. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
14. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。

15. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
16. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
17. 「指示」とは、監督員が受託者に対し地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。
18. 「承諾」とは、受託者が監督員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
19. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
20. 「提出」とは、受託者が監督員に対し、地質・土質調査業務に係わる書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。
21. 「報告」とは、受託者が監督員に対し地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。
22. 「通知」とは、発注者又は監督員が受託者に対し、あるいは受託者が発注者若しくは監督員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
23. 「請求」とは、発注者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
24. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
25. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
26. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
27. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。
28. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
29. 「補正」とは、発注者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。
30. 「協力者」とは、受託者が地質・土質調査業務の遂行にあたって再委託に付する者をいう。
31. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
32. 「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

第103条 業務の着手

1. 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは主任技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第104条 調査地点の確認

1. 受託者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督員の承諾を得なければならない。
2. 受託者は都市部等における調査で地下埋設部（電話線、送電線、ガスパイプ、上下水道管その他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

第105条 設計図書の支給及び点検

1. 受託者からの要求があり監督員が必要と認めた場合、受託者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
2. 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受託者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第106条 監督員

1. 発注者は、地質・土質調査業務における監督員を定め、受託者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、監督員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。
監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

第107条 主任技術者

1. 受託者は、地質・土質調査業務における主任技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき地質・土質調査業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
3. 主任技術者は、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者又は地質調査技士であり日本語に堪能である者（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 主任技術者は、監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し業務を実施しなければならない。
5. 受託者又は主任技術者は、屋外における地質・土質調査業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに地質・土質調査業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第108条 担当技術者

1. 受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（主任技術者と兼

務するものを除く)

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第109条 提出書類

1. 受託者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額（以下「契約金額」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受託者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受託者は、契約時又は完了時において、契約金額が500万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

第110条 打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

第111条 業務計画書

1. 受託者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1)業務概要
 - (2)実施方針
 - (3)業務工程
 - (4)業務組織計画
 - (5)打合せ計画
 - (6)成果品の品質を確保するための計画
 - (7)成果品の内容、部数
 - (8)使用する主な図書及び基準

- (9)連絡体制(緊急時含む)
 - (10)使用機械の種類、名称、性能(一覧表にする)
 - (11)仮設備計画
 - (12)その他必要事項
3. 監督員は、提出された業務計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上修正させることができるものとする。
 4. 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

第112条 資料等の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受託者に貸与するものとする。
2. 受託者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
3. 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。

第113条 関係官公庁への手続き等

1. 受託者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、地質・土質調査業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第114条 地元関係者との交渉等

1. 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。
これらの交渉に当たり受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受託者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受託者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受託者は、前項の地元協議により既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に必要な期間及び経費は発注者と協議のうえ定めるものとする。

第115条 土地への立入り等

1. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受託者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。

3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、特記仕様書に示す他は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、必要に応じ、あらかじめ立入証明書交付願を発注者に提出し立入証明書の交付を受けることができる。なお、受託者は、業務終了後10日以内に立入証明書を発注者に返却しなければならない。

第116条 成果品の提出

1. 受託者は、地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を委託業務完了届とともに提出し検査を受けるものとする。
2. 受託者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合は履行期間中においても成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受託者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（SI）を使用するものとする。なお、従来単位を併記してもよい。

第117条 関連法令及び条例の遵守

受託者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第118条 検 査

1. 受託者は、契約書第12条第1項の規定に基づき委託業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。
3. 検査職員は、監督員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 地質・土質調査業務成果品の検査

(2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査

を行う。

第119条 補 正

1. 受託者は、補正は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、補正の必要があると認めた場合には、受託者に対して期限を定めて補正を指示することができるものとする。ただし、その指示が受託者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
3. 検査職員が補正の指示をした場合において、補正の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に補正が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第12条第2項に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。

第120条 条件変更等

1. 監督員が、受託者に対して地質・土質調査業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面によるものとする。
2. 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第115条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第121条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受託者が協議し、地質・土質調査業務履行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第8条第1項の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第120条の規定に基づき監督員が受託者に指示した事項
 - (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受託者との協議で決定された事項

第122条 履行期間の変更

1. 発注者は、受託者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び

残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3. 受託者は、契約書第9条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

第123条 一時中止

1. 契約書第8条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受託者に書面をもって通知し必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受託者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受託者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第124条 発注者の賠償責任

1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第10条に規定する発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

第125条 受託者の賠償責任

1. 受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第10条に規定する受託者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 契約書第21条に規定する瑕疵責任に係る損害
 - (3) 受託者の責により損害が生じた場合

第126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第7条第2項の規定に基づき受託者に対して成果品の全部又は一部の使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途地質・土質調査業務の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受託者は、部分使用に同意した場合は部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第127条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 地質ボーリング、土質試験等の調査方法及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型制作などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。
3. 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受託者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、和歌山県の建設コンサルタント業務等入札参加資格者である場合は和歌山県の入札参加資格停止期間中であってはならない。

第128条 成果品の使用等

受託者は、発注者の承諾を得て、成果品を使用することができる。

第129条 守秘義務

1. 受託者は、契約書第24条の規定により業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受託者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第128条の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第130条 安全等の確保

1. 受託者は、使用人等（協力者又は代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車輛等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受託者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受託者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術審議官通達昭和51年3月2日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受託者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互強調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受託者は、業務実施中管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
3. 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。

- い。
4. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り指導、監督に努めなければならない。
 5. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
 6. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受託者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (4) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受託者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、板囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
 7. 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 8. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
 9. 受託者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
 10. 受託者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお、調査孔の埋戻しは監督員の承諾を受けなければならない。

第131条 業務の成果

業務の成果は特記仕様書に定めのない限り地質・土質調査業務共通仕様書（国土交通省近畿地方整備局）第2章以降の各調査、試験及び解析等の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。

調査報告書の作成

1) 報告書

- (1) 報告書の製本は、別図を基本として表紙には調査業務等の表題を金文字で印刷するのを標準とする。
- (2) 設計計算書、数量計算書、図面等は必要に応じて箱詰め（報告書とは別様）とし前項金文字にて印刷するのを標準とする。
- (3) 報告書の大きさはA-4版を標準とする。
- (4) 図面袋又は箱の裏面には、図面の内容を次の様式により記入又は添付する。

業務の名称		
図面名	図面番号	葉数
位置図	1	1
平面図	2	1
○○図	3～5	3
○○図	6～8	3
○○図	9	1
○○図	10	1
○○図	11	1
○○図	12	1
○○図		

調 査 報 告 書

背表紙

表 紙

○ ○ 第○号	平成○ ○年度	字 の 大 き さ ↓ (大) →	平成○○年度 ○○ 第○○号
○ ○ ○ ○ ○ ○ 調査業務		← (小)	○○○○○調査業務
		(小) →	報 告 書
		← (小)	
(事務所名は記載しない)	○ ○ ○ ○ ○ 株式会社	(中) →	平成○○年○月
			○ ○ ○ ○ ○ 株式会社
			(事務所名は、背表紙には記載しない)